予防接種全般について

【接種を受けに行く前に】

接種数日前からお子様の体調をよく観察し把握しておきましょう。

よい体調で受けられるように、感染や過労、ケガなどにも注意しておきましょう。

受ける予防接種についての説明に目を通し、必要性や副反応について理解しておきましょう。

保護者の付き添いが原則ですが、やむをえず他の方と来院される場合には委任状が必要です。

【次の場合には接種を受けられません。】

- ①37.5℃以上の発熱がある。
- ②重い急性疾患にかかっている。
- ③注射の生ワクチンを打ちたいが、前回注射の生ワクチンを接種してから4週間空いていない。
- ④同じワクチンの前回の接種から規定の間隔が空いていない。
- ⑤ワクチンの成分によりアナフィラキシー(強いアレルギー反応)をおこしたことがある。
- ⑥その他医師が不適当と判断した場合。

【次の場合には接種にあたり注意が必要です。】

以下に該当するお子さんは、かかりつけ医がいる場合には前もって診察をうけ、予防接種を受けてよいか判断してもらいましょう。かかりつけ医以外で接種を受ける場合には診断書や意見書を貰ってください。

- ①心臓 腎臓 肝臓 血液等 の病気や 発達障害などで治療を受けている。
- ②過去に予防接種後2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギーを疑う症状があった。
- ③痙攣をおこしたことがある。
- ④免疫状態の異常を指摘されたことがある。または近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
- ⑤ワクチンの製造過程に使う卵、抗生剤、安定剤などについてアレルギーがあると言われたことがある。
- ※予防接種により強い副反応がおこるおそれがある場合、当院での接種ができないことがあります。
- ※接種当日のお子様の体調により、先に小児科外来の受診をおすすめする場合があります。

【接種後の注意】

接種後30分間は急な副反応に対応できるように院内で待機するか、または病院とすぐに連絡がとれるようにしておいてください。

接種当日は通常通りの生活でかまいません。激しい運動はさけましょう。接種部位は清潔に保ちましょう。 入浴はさしつかえありませんが 接種部位は強くこすらないようにしましょう。

接種部位の皮膚の変化が強い場合や、体調の変化があった場合には医師の診察を受けてください。 生ワクチン接種後4週間、不活化ワクチン接種後1週間 は、副反応の出現に注意しましょう。

※予防接種による健康被害救済制度

副反応により生活に支障のある障害を残すなどの健康被害があった場合には給付をうけることができます。 定期接種によるものについては、予防接種法に基づく健康被害救済制度

任意接種(定期接種されているワクチンを規定外に使用した場合も含む)については

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度があります。